

専攻科に通う生徒・生計維持者のみなさまへ 授業料支援制度（専攻科修学支援金）のご案内

返還不要の支援金です。利用するには申請・届出が必要です。

高知県では、令和2年度以降に高等学校の専攻科に通う生徒のみなさんに対し、ご家庭の所得に応じた**専攻科修学支援金**を支給し、授業料の支援を行います。支給された支援金は授業料に充てられ、**返還不要**です。

※この支援金は、生徒・生計維持者の方に直接支給されるものではありません。

1 支給要件・支給月額について

	区分	世帯年収の目安	支給月額
ア	生計維持者の算定基準額の合計が100円未満である方	270万円未満程度	9,900円
イ	生計維持者の算定基準額の合計が100円以上51,300円未満である方	270～380万円未満程度	4,950円

※算定基準額＝課税標準額（課税所得額）×6%－市町村民税の調整控除額

※世帯年収は、両親・本人・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。

実際に対象となる年収は、家族構成などによって異なります。

※**ア**に該当する方が専攻科修学支援金の支給を受けることとなった場合、授業料の自己負担額が0円になります。

イに該当する方については、別途、家計急変支援制度又は授業料等免除制度と併用できる場合があります。（各制度の詳細は、別途、在学する学校からお知らせする予定です。）

2 申請手続きについて

指定された期日までに、申請書類や生計維持者の算定基準額が確認できる書類を学校に提出してください。（提出が必要な書類についてはこのリーフレットの裏面をご確認ください。）

3 対象となる学校・学科について

（令和5年7月時点）

- ・高知海洋高等学校 航海専攻科・機関専攻科
- ・高知東高等学校 看護専攻科



<問い合わせ先>

高知県教育委員会事務局 高等学校課

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎

TEL：(088)821-4851 FAX：(088)821-4547

専攻科修学支援金の受給手続きについて

専攻科修学支援金を受給するためには申請・届出が必要です。

下記のAまたはBをご確認のうえ、必要書類を学校に提出してください。

A	ア：専攻科修学支援金の受給資格が認定されている方 イ：専攻科修学支援金の受給資格が認定されておらず、今回新たに申請を行う方
(1) アの方：収入状況届出書（様式1） イの方：受給資格認定申請書（様式1）	記入例を参考に、黒のボールペンではっきりと記入してください。（ア・イで記入内容が異なります。）
(2) 生計維持者の <u>令和5年度分</u> の課税証明書 （令和4年中の所得に基づくもの）	市町村の窓口で発行される課税証明書 …「課税標準額（課税所得額）」および「調整控除の額」を課税証明書で確認できない場合がありますので、配布された「 <u>高等学校等就学支援金に係る課税証明書（補足）</u> 」を市町村の窓口にて提示して証明を受け、 <u>課税証明書と合わせて提出してください。</u>
(3) その他、場合によって必要な書類 （生徒本人の健康保険証のコピー）	生徒本人または主として生徒の生計を維持している方の課税証明書を提出する場合に必要です。 ※提出の際には、健康保険証に記載されている被保険者等記号・番号等をマスキング（黒く塗りつぶす等）してください。

B	専攻科修学支援金の受給資格が認定されておらず、今後も受給を希望しない方
(1) 意向確認書	黒のボールペンではっきりと記入してください。 ※意向確認書を提出した後でご家庭の状況が変わり、専攻科修学支援金の受給を希望する場合は、学校に連絡してください。

認定結果は、令和5年9月頃に在学する学校からお知らせする予定です。